る場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。

［イ・ロ　略］

ハ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者（以下「名宛人等」という。）に限り交付する郵便（次に掲げるいずれかの書類の提示を求める方法により名宛人等であることの確認を行うことにより交付するものに限る。）又はこれに準ずるものにより、申込みの事実の有無を照会する文書を送付し、これに対する返信を受領する方法

(1)　［略］

(2)　健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上

(3)　［略］

ニ　［略］

二　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第三十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、就業構造基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

総務大臣　金子　恭之

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令

就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査時） **第四条**　就業構造基本調査は、直前の就業構造基本調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行う。	（調査時） **第四条**　就業構造基本調査は、直前の就業構造基本調査を行つた年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上

(3)　［同上］

ニ　［同上］

二　［同上］

2　［同上］